

子・分母のいずれにも含めないこと。

問 52 回復期リハビリテーション強化体制加算の施設基準である退院前訪問指導の実施割合の算出にあたって、同一医療機関内の他病棟で退院前訪問指導を実施した後に回復期リハビリテーション病棟へ転棟し自宅に退院した患者については、計算に含めるのか。

(答) 実施割合の算出にあたり、退院前訪問指導を実施した患者として分子に含めて計算できる。

【短期滞在手術等基本料 3】

問 53 令和 8 年 5 月 31 日以前から DPC 対象病院に入院している患者に対して、短期滞在手術等基本料 3 の対象手術等を実施し、当該患者が同年 6 月 1 日以降に退院した場合、短期滞在手術等基本料 3 を算定できるか。

(答) 令和 8 年 5 月 31 日以前から DPC 対象病院に入院している患者については、短期滞在手術等基本料 3 は算定しない。

【心不全再入院予防継続管理料】

問 54 「B001-10」の心不全再入院予防継続管理料における「関係学会より示されているガイドライン」とは、具体的には何を指すのか。

(答) 現時点では、日本循環器学会及び日本心不全学会の「心不全診療ガイドライン」を指す。

問 55 「B001-10」心不全再入院予防継続管理料について、心不全再入院予防継続管理料 1 又は 2 の届出を行っている保険医療機関は、心不全再入院予防継続管理料 3 を届出できるか。

(答) 届出できない。

問 56 「B001-10」の「1」心不全再入院予防継続管理料 1 の施設基準において、「一般病棟入院基本料、7 対 1 入院基本料、10 対 1 入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）に係る届出を行っている保険医療機関の病棟であること。」とされているが、特別入院基本料を算定する病棟は対象に含まれるか。

(答) 含まれない。

問 57 心不全再入院予防継続管理料の施設基準における医師、看護師、保健師及び管理栄養士のそれぞれの経験は、過去に複数の施設での経験を合算して満たすことでもよいか。

(答) よい。

問 58 「B001-10」の「1」心不全再入院予防継続管理料1及び「2」心不全再入院予防継続管理料2の施設基準における医師、看護師又は保健師及び管理栄養士の「心不全の予防指導に係る適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程「慢性心不全看護」「心不全看護」
- ② 日本循環器学会「心不全療養指導士」

また、上記のほかに、心不全管理に関する専門的な知識・技術を有する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等を養成することを目的とした7時間以上の研修であり、以下の要件を全て満たすものについても該当する。

- (1) 慢性心不全に関する一定の知識と経験を有する医師、看護師又は保健師及び管理栄養士等を対象としていること。
- (2) 心不全の病態、薬物治療及び非薬物治療、療養指導、食事指導、運動指導並びに地域連携に関する内容が含まれていること。
- (3) 慢性心不全の管理に関する実習を含むこと。
- (4) 医療関係団体が主催し、研修の修了証が発行されていること。

【遺伝性疾患療養指導管理料】

問 59 令和8年度診療報酬改定において、検体検査判断料の「遺伝カウンセリング加算」等が廃止され、第1部医学管理等に「B001-11 遺伝性疾患療養指導管理料」が新設されたが、その趣旨如何。

(答) 関係学会による医療技術評価の提案を契機とし、質の高いゲノム医療を推進する観点から、遺伝カウンセリング及び遺伝学的な情報に基づく療養指導に係る評価について議論され、見直しが行われたもの。これにより、遺伝学的検査等の実施時だけではなく、必要な場面において、適切な時期に、質の高い医学管理が実施されることが期待される。

【遠隔連携診療料】

問 60 「B005-11」遠隔連携診療料の「注1」及び「注3」について、対象患者として、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病の患者とあるが、指定難病の患者とは、同法第7条第4項に規定する医療受給者証が交付されている患者(同条第1項各号に規定する特定医療費の支給認定に係る基準を満たすものとして診断を受けたものを含む。)を指すのか。